

## 岐阜県新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る県内の事業者を県が認定し、県が随意契約で当該事業者が生産する新商品を買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受けることにより、新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の販路開拓を支援し、地域経済の活性化と雇用環境の改善に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。

2 この要綱において「新商品等」とは、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるものをいう。

### (申請事業者の要件)

第3条 本事業において申請できる事業者は、県内に事業所を有する事業者であって、県の機関において用途が見込まれる新商品を生産等する者とする。

### (申請)

第4条 本事業による認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を策定し、新事業分野開拓事業者認定事業申請書（別記第1号様式）により、知事に申請するものとする。

- 一 新商品等の内容
- 二 新商品の生産等の目標
- 三 新商品の生産等の実施時期
- 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 前項の申請書には、次の書類を添付する。

- 一 定款（法人に限る。）
- 二 最近2営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の営業状況（事業内容）及び事業用資産の概要を記載した書類。）
- 三 新商品等に関する資料

### (認定審査会の設置)

第5条 知事は、事業者から提出された実施計画を審査するため、新事業分野開拓事業者

認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、実施計画の認定の適否を審査し、知事に報告する。
- 3 審査の方法については、別途審査要領に定める。

（実施計画の認定基準）

第6条 事業者から提出された実施計画は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- 一 実施計画に係る新商品等が、第2条第2項で定義する内容に合致するものであること。
- 二 実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 実施計画に係る新商品等が、販売を開始してから概ね5年以内であること。
- 四 第4条第1項第4号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 五 実施計画が公序良俗に反しない又は反するおそれがないこと。
- 六 実施計画が関係法令に違反しない又は違反するおそれがないこと。

（事業者の認定）

第7条 知事は、審査会の審査結果に基づき、実施計画が前条に定める認定基準に適合すると認めるときは、申請した事業者を新事業分野開拓事業者として認定する。

- 2 知事は、前項の規定により事業者を認定したときは、すみやかに新事業分野開拓事業者認定事業認定通知書（別記第2号様式）により通知する。また、不認定としたときには新事業分野開拓事業者認定事業不認定通知書（別記第3号様式）により通知する。
- 3 第1項で定める認定の期間は、知事が事業者に対して認定の通知をした日から、3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（新商品等の登録）

第8条 知事は、事業者に対して認定を通知したときに、新事業分野開拓事業者認定事業新商品等台帳（以下「新商品等台帳」という。別記第4号様式）に記載する。

（実施計画の変更）

第9条 事業者は、認定された実施計画を変更しようとするときは、新事業分野開拓事業者認定事業変更承認申請書（別記第5号様式）により知事に申請し、承認を受けなければならない。

（認定の取り消し）

第10条 知事は、認定を受けた事業者が、実施計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により取り消しをしたときは、新事業分野開拓事業者認定事業認定取消通知書（別記第6号様式）により通知する。

3 第1項の認定の取り消しにより損失が発生したときは、その損失は事業者の負担とする。

(新商品等の調達)

第11条 知事は、事業者が第8条第2項に基づく新商品等台帳に記載されたときから認定期間満了までの間に、県の機関において当該事業者に係る新商品等の使途が発生したときには、新商品等の性能、品質、価格等について考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

(公表)

第12条 知事は、新商品等台帳に、新たに新商品等を記載したときは、新商品等の内容について公表する。

(所掌)

第13条 本事業に関する事務は産業イノベーション推進課において所掌する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成17年8月23日から施行する。

この要綱は平成17年10月15日から施行する。

この要綱は平成19年6月25日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年2月3日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年8月16日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年10月1日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。